住所　神戸市西区竜が岡５丁目27番地１
徐静純　昭和55年１月22日生
住所　神戸市須磨区大池町５丁目３番１―306号
金雪子　昭和23年１月15日生
住所　神戸市須磨区東白川台４丁目22番地８
黄栄治　昭和49年１月３日生
黄賢治　昭和49年12月25日生
黄泰徳　昭和47年３月17日生
住所　神戸市長田区五番町８丁目26番地
鄭春先　昭和14年１月21日生
權帝燮　昭和45年１月２日生
住所　神戸市須磨区磯馴町２丁目３番22号
権奇正　昭和42年11月18日生
住所　神戸市長田区房王寺町４丁目２番12―405号
朴香純　昭和49年７月15日生

○法務省告示第六百二十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十二号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

法務大臣　仙谷　由人

第二号の表に次のように加える。

有限会社岸本工業所	岡山県岡山市中区雄町三百九十四番地三	機械加工

○法務省告示第六百二十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

法務大臣　仙谷　由人

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社三春情報センター	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号横浜ランドマークタワー十一階千百九	内装仕上げ施工

○法務省告示第六百二十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

法務大臣　仙谷　由人

第二号イの表に次のように加える。

株式会社雪国まいたけ	新潟県南魚沼市余川八十九番地	耕種農業

○法務省告示第六百三十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

法務大臣　仙谷　由人

平成二十二年十二月二十日

第二号ロの表の深津金属工業有限会社の項中「溶接」を「溶接、金属プレス加工」に改める。

住所　神戸市須磨区道正台１丁目３番６―914号
朴明江　昭和51年12月17日生
住所　神戸市長田区西代通４丁目４番３号
白理惠　昭和59年７月28日生
住所　神戸市垂水区名谷町3082番地
白修一　昭和61年12月１日生
住所　兵庫県芦屋市浜町５番13―303号
孫寶惠　昭和62年11月22日生
住所　兵庫県西宮市高須町１丁目１番１―717号
郭百合子　昭和22年４月15日生
住所　兵庫県西宮市名塩さくら台１丁目15番地２
黄惠京　昭和29年３月13日生
黄英美　昭和49年３月３日生
住所　兵庫県西宮市上ケ原七番町３番31号
金美智　昭和36年４月28日生

○財務省・農林水産省告示第三十四号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第二十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月二十日

財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦

一中「年１分三厘」を「年１分五厘」に、「年１分四厘五毛」を「年１分六厘五毛」に、「年二分四厘五毛」を「年二分六厘五毛」に改める。

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年七厘
七年を超え八年以下	年七厘五毛
八年を超え九年以下	年八厘五毛
九年を超え十年以下	年九厘五毛
十年を超え十一年以下	年一分五毛
十一年を超え十三年以下	年一分一厘五毛
十三年を超え十四年以下	年一分二厘五毛
十四年を超え十五年以下	年一分三厘五毛
十五年を超え十七年以下	年一分四厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年一分五厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年七厘
七年を超え八年以下	年七厘五毛
八年を超え九年以下	年八厘五毛
九年を超え十年以下	年九厘五毛
十年を超え十一年以下	年一分五毛
十一年を超え十三年以下	年一分一厘五毛
十三年を超え十四年以下	年一分二厘五毛
十四年を超え十五年以下	年一分三厘五毛
十五年を超え十七年以下	年一分四厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年一分五厘

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第三十五号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月二十日

財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦

「年二・五五パーセント」を「年二・七五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第三十六号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日大蔵・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月二十日

財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦

「年二・五五パーセント」を「年二・七五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。